

第 5 8 号議案

損害賠償額の決定について

市は、消防団活動における事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

記

- 1 損害賠償の額 8 3 6 , 0 0 0 円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 4 1 歳男性

3 事故の概要

平成 3 0 年 9 月 4 日午後 2 時 3 0 分頃、台風第 2 1 号の通過に伴い、地域を巡回中の亀岡市消防団亀岡分団の団員 3 名が、亀岡市余部町榎又地内において、住宅敷地内に置かれたプレジャーボートが強風にあおられ倒れかけていたため、当該ボートを移動させていた際に、隣接する相手方住宅の玄関ドア、壁面及び境界フェンス等を破損した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 836,000円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 41歳男性
- 3 事故の概要

平成30年9月4日午後2時30分頃、台風第21号の通過に伴い、地域を巡回中の亀岡市消防団亀岡分団の団員3名が、亀岡市余部町榎又地内において、住宅敷地内に置かれたプレジャーボートが強風にあおられ倒れかけていたため、当該ボートを移動させていた際に、隣接する相手方住宅の玄関ドア、壁面及び境界フェンス等を破損した。